

軽自動車税の減免申請はお忘れなく!!

次の対象車両をお持ちで軽自動車税の減免を希望される方は、納期限までに税務課、各支所総合窓口まで申請をしてください。

また、前年度に申請した内容に変更がある方については、自動継続による減免ができませんので、減免を希望される方は必ず申請をしてください。

なお、減免は1人につき1台限りです。普通自動車税の減免との重複はできません。

◆対象車両

次のどちらかの要件を満たす軽自動車など



① 身体に障がいのある方が所有する軽自動車などで、本人または家族が運転するもの

② 18歳未満の身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を同じにする家族が所有している軽自動車などで家族の方が運転するもの

※このほかに、障がいの等級が要件になりますので、詳しくは税務課へお問い合わせください。

◆申請期間

4月2日(月)～5月1日(火)

◆必要書類

・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
・ 印鑑
・ 使用者の運転免許証

・ 申請者の「個人番号カード」または「個人番号通知カード及び本人確認書類」のいずれか

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859・54・5208

自治会が管理する 固定資産の税金を 減免します!

自治会が管理する土地や家屋で、広く地域のために専用するもの(金銭の授受があるものは除く。)は、その公益性を考慮して固定資産税を減免します。

なお、減免には審査がありますので、減免を希望される場合は、左記をご確認のうえ、減免申請書を提出してください。

1 対象資産

自治会が管理する土地や家屋で次の用途で使用するもの(金銭の授受があるものは除く。)

・ 児童遊園地・ゲートボール場・広場・公園に使用する土地

・ 集会所(公民館)・それらに類似する施設とその土地

・ ごみ集積場に使用する土地

・ 消防車庫とその土地

・ 防火水槽に使用する土地

・ 神社・稲荷・堂・塚等の地域の行事に使用する土地と家屋

・ その他、公共のために使用すると認められる土地と家屋

2 減免額

対象資産の固定資産税額を全額免除(ただし、当年度分の税額のうち、申請があった日以降の納期のものに限りません。)

3 申請期限

固定資産税の各納期限まで
※平成30年度1期分からの減免を希望される場合は、5月31日(木)が期限です。

4 申請書類

町税等減免申請書(納税義務者毎での申請が必要です。申請書は、税務課または各支所総合窓口にあります。)

5 申請先

税務課または各支所総合窓口

6 その他

公共の用に供していること、使用に当たって金銭の授受がないことについて、自治会の区長の証明が必要です。

◆問い合わせ先

税務課

☎ 0859・54・5208